

◇大阪市印鑑条例の一部を改正する条例

- 1 特定在留カード又は特定特別永住者証明書を提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができることにしました。
- 2 印鑑登録証の交付に係る手続を改めることにしました。
- 3 この条例は、令和8年6月15日から施行することにしました。

(市民局総務部住民情報担当)